

広島県告示第二百六十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤田 雄山

指定を受けた者	名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	管理の期間
	みずえ緑地株式会社 代表取締役 正本 大	広島市西区南観音八丁 目二番三二号	平成二〇年三月二三日	平成二〇年四月一日～ 平成二三年三月三十一日